

うるま市工事成績評定要領

（目的）

第1 この要領は、うるま市工事検査規程（平成17年4月1日訓令第29号。以下「規程」という。）第17条第4項の規定による工事成績評定表（以下「評定表」という。）における評定点（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

ただし、別表に示す工事等で市長が必要がないと認めたものについて、評定を省略することができる。

（評定者）

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次の者とする。

- （1）規程第2条及び第3条又は第20条第3項に定める検査員とする。
- （2）うるま市建設工事請負契約約款第9条に定める主任監督員、現場監督員とする。

（評定方法）

第4 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は工事成績採点表の別記様式第1（土木工事）・（営繕工事）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は別記様式第2（土木工事）・（営繕工事）によるものとする。
- 4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 5 評定にあたっては、別紙ー1から別紙ー4、及び別紙ー5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評定）

第5 評定は工事成績評定基準により厳正かつ公平に行うものとする。

- 2 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し事項があった場合は、手直し前の状態で評定を行うものとする。
- 3 検査員である評定者は検査を実施した都度、主任監督員及び現場監督員である評定者は工事完成時に、それぞれ評定を行うものとする。

(成績表等の提出)

第6 工事担当課長は、主任監督員、現場監督員が評定を行ったときは、遅滞なく検査依頼書とともに評定表を検査主管課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7 検査主管課長は、検査員である評定者から評定表等の提出があったときは、当該工事担当課長に、評定結果を記載した検査結果通知書を送付するものとする。

(評定の修正)

第8 検査主管課長は、評定結果を通知した後、建設工事請負契約約款第45条(かし担保)により評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、第7の規定に準じ当該工事担当課長に、評定結果を記載した検査結果通知書を再度送付するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、工事成績評定について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 工事難易度評価及びVE提案等に関する項目については当分の間、評価しないものとする。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

(適用期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の適用前に契約締結された工事については、この要領にかかわらず、なお従前の例による。

(別表)

工事成績評定を省略することができる工事

工 事	工事の内容
電気、ガス、電話、水道等の引込み工事	
建築物の解体工事、仮設工事	取り壊し、撤去等
その他工事成績評定を行うことが適当でないと認められる工事 (検査課長と工事担当課長の協議による)	